

# 山梨県公報

号外第十四号

平成十九年  
三月十二日

月 曜 日

## 目 次

### 監査委員

監査の結果に関する報告の公表(四件).....一

### 監査委員

#### 山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年三月十二日

山梨県監査委員	勝	良	三
同	早	正	秋
同	川	一	
同	尾	賢	
同	林	永	子

#### 1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
観光部 観光企画課 観光振興課 観光資源課	平成18年10月25日
商工労働部 商工総務課 商業振興金融課 工業振興課 労政雇用課 職業能力開発課	平成18年11月10日
森林環境部 森林環境総務課 循環型社会推進課 大気水質保全課 環境整備課(廃棄物不法投棄対策室) みどり自然課 森林整備課 林業振興課 県有林課 治山林道課	平成18年11月13日
農政部 農政総務課(指導検査室) 農村振興課 果樹食品流通課 畜産課 花き農水産課 農業技術課 耕地課	平成18年11月15日
総務部	平成18年11月20日

<p>人事課 職員厚生課 財政課 税務課 管財課 営繕課 私学文書課 市町村課 消防防災課</p>		<p>看護大学・看護大学短期大学部 商工労働部 計量検定所 宝石美術専門学校 山梨県工業技術センター 山梨県富士工業技術センター 産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 峡南高等技術専門学校 就業支援センター</p>	<p>平成 19 年 1 月 16 日 平成 18 年 11 月 9 日 平成 19 年 1 月 30 日 平成 19 年 1 月 25 日 平成 19 年 1 月 18 日 平成 19 年 1 月 24 日 平成 19 年 2 月 14 日 平成 19 年 1 月 23 日 平成 18 年 11 月 9 日</p>
<p>土木部 土木総務課 (技術管理室) 用地課 道路整備課 (道路企画室) 道路管理課 治水課 砂防課 都市計画課 下水道課 住宅課 建築指導課</p>	<p>平成 18 年 11 月 27 日</p>	<p>観光部 大阪事務所 農政部 東部家畜保健衛生所 西部家畜保健衛生所 水産技術センター 総合農業技術センター (病害虫防除所) 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 農業大学校</p>	<p>平成 19 年 2 月 8 日 平成 19 年 1 月 30 日 平成 19 年 1 月 17 日 平成 19 年 1 月 18 日 ” 平成 19 年 1 月 24 日 平成 19 年 1 月 25 日 平成 19 年 1 月 23 日 ”</p>
<p>企画部 総合理工学研究機構 県民生活センター 男女共同参画推進センター 総務部 東京事務所 職員研修所 総合県税事務所 自動車税事務所 山梨県立大学 消防学校 福祉保健部</p>	<p>平成 19 年 1 月 25 日 平成 19 年 1 月 16 日 平成 19 年 1 月 30 日 平成 19 年 2 月 14 日 平成 19 年 1 月 30 日 平成 19 年 1 月 16 日 平成 19 年 1 月 30 日 平成 19 年 1 月 16 日 平成 19 年 1 月 25 日</p>	<p>教育委員会 中北教育事務所 峡東教育事務所 峡南教育事務所 富士・東部教育事務所 総合教育センター 埋蔵文化財センター 図書館 美術館 博物館 考古博物館</p>	<p>平成 19 年 1 月 18 日 平成 18 年 11 月 15 日 平成 19 年 1 月 23 日 平成 18 年 11 月 15 日 平成 19 年 2 月 15 日 平成 19 年 2 月 1 日 平成 19 年 2 月 13 日 平成 19 年 2 月 8 日 平成 19 年 2 月 15 日</p>

文学館	平成 19 年 2 月 8 日	盲学校	平成 19 年 1 月 29 日
北杜高等学校	平成 19 年 2 月 1 日	ろう学校	平成 19 年 1 月 30 日
韮崎高等学校	”	甲府養護学校	平成 19 年 2 月 7 日
甲府第一高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	あけぼの養護学校	平成 19 年 1 月 30 日
甲府西高等学校	平成 19 年 2 月 7 日	わかば養護学校	”
甲府南高等学校	”	やまびこ養護学校	平成 19 年 2 月 14 日
甲府東高等学校	平成 19 年 1 月 30 日	富士見養護学校	平成 19 年 2 月 7 日
甲府工業高等学校	平成 19 年 2 月 5 日	ふじざくら養護学校	平成 19 年 2 月 6 日
甲府城西高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	かえで養護学校	平成 19 年 2 月 5 日
甲府昭和高等学校	”	警察本部	
農林高等学校	平成 19 年 1 月 30 日	総務課	平成 18 年 10 月 23 日
巨摩高等学校	平成 19 年 2 月 13 日	会計課	
白根高等学校	平成 19 年 2 月 1 日	警務課	
増穂商業高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	教養課	
市川高等学校	”	監察課	
峡南高等学校	平成 19 年 2 月 5 日	厚生課	
身延高等学校	”	情報管理課	
石和高等学校	”	生活安全企画課	
山梨園芸高等学校	平成 19 年 2 月 13 日	地域課	
日川高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	少年課	
山梨高等学校	平成 19 年 2 月 13 日	捜査第一課	
塩山高等学校	”	捜査第二課	
都留高等学校	平成 19 年 1 月 30 日	組織犯罪対策課	
上野原高等学校	平成 19 年 2 月 14 日	鑑識課	
谷村工業高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	科学捜査研究所	
桂高等学校	平成 19 年 1 月 31 日	交通企画課	
吉田高等学校	”	交通指導課	
富士北稜高等学校	平成 19 年 1 月 30 日	交通規制課	
富士河口湖高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	運転免許課	
中央高等学校	平成 19 年 2 月 6 日	交通機動隊	
ひばりが丘高等学校	平成 19 年 1 月 29 日	高速道路交通警察隊	
	”	警備第一課	

警備第二課 機動隊	平成 18 年 11 月 27 日
警察学校	平成 19 年 1 月 30 日
甲府警察署	平成 19 年 1 月 23 日
南甲府警察署	平成 19 年 1 月 17 日
南アルプス警察署	平成 19 年 1 月 23 日
韭崎警察署	平成 18 年 11 月 27 日
長坂警察署	”
鯉沢警察署	平成 19 年 1 月 23 日
南部警察署	”
市川警察署	平成 19 年 1 月 23 日
笛吹警察署	平成 19 年 1 月 30 日
日下部警察署	平成 18 年 11 月 27 日
塩山警察署	”
都留警察署	平成 19 年 1 月 31 日
富士吉田警察署	平成 19 年 1 月 18 日
大月警察署	平成 18 年 11 月 27 日
上野原警察署	”

- 2 監査対象期間  
前対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間。但し、予備監査を11月1日までに実施した所属にあっては、平成17年度。
- 3 監査の方法  
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
- 4 監査結果処理区分  
監査結果は次のとおり区分した。  
(1) 指摘事項  
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの

- (2) 文書指導事項  
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項  
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- 5 監査の結果  
財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。  
監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は次表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)									
指導 (件)	39	16	21	9	5	22	1		113
注意 (件)	5		2	2	2	3			14
合 計	44	16	23	11	7	25	1		127

- 6 監査結果の概要  
指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。  
(1) 収入に関する事項
  - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
  - ② 手数料・使用料等の調定事務に不備があり改善を要するもの
  - ③ 直接収納の事務処理に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
  - ① 補助金に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ② 支出負担行為向いの事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ③ 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
  - ④ 雑部金振替処理に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
  - ① 旅費の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - ② 特殊勤務手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
  - ③ 住居手当の認定に誤りがあり改善を要するもの

**山梨県監査委員会告示第二号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年三月十二日

山梨県監査委員	勝	良	三
同	早	正	秋
同	高	堅	一
同	小	永	子
同	林	子	

- ④ 通勤手当の認定に誤りがあり改善を要するもの
- ⑤ 扶養手当の認定に誤りがあり改善を要するもの

(4) 物品管理に関する事項

- ① 備品原簿と現品が一致しないなど物品管理で改善を要するもの
- ② 郵便切手の管理に不備があり改善を要するもの
- ③ 物品の購入手続きに不備があり改善を要するもの

(5) 財産管理に関する事項

- ① 公有財産台帳の記載内容に不備があり改善を要するもの
- ② 借受財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
- ③ 行政財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
- ④ 未登記の土地があり改善を要するもの

(6) 契約に関する事項

- ① 予定価格の積算に不備があり改善を要するもの
- ② 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
- ③ 随意契約の契約方法に不備があり改善を要するもの
- ④ 履行確認手続きに不備があり改善を要するもの

(7) 工事にに関する事項

- ① 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの

<p>1 監査実施期間 平成18年8月29日～平成18年12月6日</p> <p>2 監査実施団体(22団体)</p> <p>財団法人 ふるさと財団 財団法人 やまなし化学学習協会 財団法人 小佐野記念財団 財団法人 山梨県国際交流協会 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 財団法人 やまなし環境財団 財団法人 山梨県林業公社 財団法人 山梨県子牛育成協会 財団法人 山梨県公園公社 財団法人 山梨県体育協会 財団法人 山梨県生活衛生営業指導センター 株式会社 山梨食肉流通センター 県民の日記念行事実行委員会 セミナーボライヴ・チャレンジ作戦実行委員会 社団法人 山梨勤労者医療協会(共立高等看護学院) 学校法人 看護学園(甲府看護専門学校) 財団法人 山梨厚生会 医療法人 聴心会 山梨県職業能力開発協会 山梨県農業会議 甲府市大里土地区画整理組合 富士河口湖町小立土地区画整理組合</p> <p>3 監査対象期間 平成17年度</p> <p>4 監査の方法</p>	<p>監査は、監査対象期間における財務に関する事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。</p> <p>5 監査結果処理区分 監査結果は次のとおり区分した。</p> <p>(1) 指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの</p> <p>(2) 文書指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの</p> <p>(3) 口頭注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの</p> <p>6 監査の結果 財務に関する事務の執行については、一部で改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。</p> <p>なお、山梨県林業公社においては、分収造林事業終了時の収支について、平成17年度の県内市場取引価格を基に試算すると、約230億円の不足が見込まれており、厳しい経営状況が続いている。今後、平成17年6月に策定した経営計画に基づき、公社の経営健全化に向け、より一層努力されるよう要望する。</p> <p>7 監査結果の概要 不適切な事務処理として公表すべき指摘事項はなかったが、文書指導事項及び口頭注意事項の件数とその主な内容は、次のとおりである。</p> <p>文書指導事項56件、口頭注意事項8件</p> <p>① 会計に関する規程が整備されていないものがあり改善を要するもの ② 会計規程どおりに事務処理が行われていないものがあり改善を要するもの ③ 固定資産の資産計上や減価償却に誤りがあり改善を要するもの ④ 現金の取扱事務が不適切であり改善を要するもの ⑤ 消費税の計算に誤りがあり改善を要するもの ⑥ 郵便切手期末残高を資産計上しておらず改善を要するもの ⑦ 自動車リサイクル料について、支払時に全額費用処理を行う誤りがあり改善を</p>
---	---

要するもの

⑧ 未払費用が計上されていないものがあり改善を要するもの

⑨ 工事等の契約について、予定価格調書がないものがあり改善を要するもの

**山梨県監査委員告示第三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年三月十二日

山梨県監査委員

勝 良 三

同

早 川

正 秋

同

高 尾

堅 一

同

小 林

永 子

第1 監査の対象と趣旨

- 1 監査の対象  
「エレベーターの保守管理業務について」

2 監査の趣旨

最近、自動回転ドアやエレベーター等の建築設備において、構造上の欠陥や保守管理の不備等を起因とする事故や不具合等が全国で相次いで発生しており、建築物の安全性に対する信頼が揺らいできている。このうち、エレベーターについては、職員だけでなく、来庁者等、不特定多数の者が毎日利用するものであるが、エレベーターの管理者として適切な保守管理を怠ると、人身事故等、重大な事態を招くおそれがある。また、死亡事故の場合には、被害者に対する多額の賠償責任が発生するため、経済的な損失も大きい。

このため、建築基準法等の関係法令や基準に基づき、エレベーターの保守管理業務が適正に行われているかについて、監査を実施するものである。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成18年12月7日から19年1月31日までの間に監査を実施した。

2 監査対象期間

平成15～18年度

3 監査の方法

監査は、監査対象所属に対して、エレベーターの設置状況や保守管理業務委託契約の状況に関する調査及び関係書類（委託契約書や仕様書等）の提出を求めた。事務局職員は、監査対象所属に出向き、調査票や担当職員からの聴取りに基づき、各所属のエレベーターの管理体制等について、往査による調査を行った。

また、エレベーターの管理設備がある公の施設（県営住宅を含む。）を所管する所属については、エレベーターの設置状況に関する調査及び関係書類（指定管理者との基本協定書等）の提出を求め、書面による調査を行った。

さらに、エレベーターの保守管理業務委託の契約方法や契約内容を検証するため、県からエレベーターの保守管理業務を受託している4業者について、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人として聴取り調査を実施した。

4 監査の視点

- (1) エレベーターの運行管理体制は適切であるか
- (2) エレベーター保守管理業務委託の契約内容は適切か
- (3) 保守点検等の作業報告書の取扱いは適切か
- (4) 事故や不具合等発生時における所属の対応策は適切か
- (5) エレベーター保守管理業務委託の契約方法は適切か
- (6) 指定管理者との基本協定書における保守管理に関する規定内容は適切か

※ エレベーターの設備を持つ公の施設を所管する所属については、上記のうち(6)を監査の視点とする。

5 監査対象所属

- (1) エレベーターの設備を管理する所属（本庁及び出先機関）

※ 小荷物用昇降機のみ管理する所属、及びエレベーターの設置場所がダム本体であり、利用者が職員に限定されるダム管理事務所については、監査対象所属から除外した。

部 局 名	所 属 名	エレベーターの設備がある建物
企画部	中北地域県民センター	北巨摩合同庁舎
	峡東地域県民センター	東山梨合同庁舎
	富士・東部地域県民センター	富士吉田合同庁舎
	男女共同参画推進センター※	びゅうあ総合、びゅうあ富士
総務部	管財課	本館、北別館、東別館、県民情報プラザ、県民会館
	山梨県立大学※	飯田キャンパス、池田キャンパス
福祉保健部	中央児童相談所	福祉プラザ
	都留児童相談所	
	あけぼの医療福祉センター	
	中央病院	
	北病院	
	衛生公害研究所	
	環境科学研究所	
	宝石美術専門学校	
	山梨県工業技術センター	
	産業技術短期大学校	
農政部	水産技術センター	富士湧水の里水族館
	発電総合制御所	
	総合教育センター	
	図書館	
	美術館	
	文学館	
	北杜高等学校	
	葦崎高等学校	
	甲府第一高等学校	
	甲府南高等学校	
甲府工業高等学校		
企業局		
教育委員会		